

利用者のために

I 調査の概要

1 調査の目的

我が国における漁業の生産構造、就業構造を明らかにするとともに、漁村、水産物流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握するとともに、水産行政諸施策の企画、推進等に必要の基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の沿革

本調査は、統計法に基づき農林水産省が所管する指定統計調査（指定統計第 67 号）として、第 1 回目は昭和 24 年 3 月に実施された。以来 5 年ごとに実施され、今回の 2013 年漁業センサスは第 13 回目となる。

3 根拠法令

統計法（昭和 19 年法律第 53 号）第 9 条第 1 項、漁業センサス規則（昭和 38 年農林省令第 39 号）及び平成 15 年 5 月 20 日農林水産省告示第 776 号（漁業センサス規則第 6 条第 4 項の農林水産大臣が定める調査票等を定める件）に基づく総務大臣の承認を受けて実施した基幹統計調査である。

4 調査の期日 平成 25 年 11 月 1 日現在

5 調査の対象及び体系（別表 1 参照）

6 調査事項

(1) 海面漁業調査

ア 漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人漁業経営体の世帯の状態及び世帯員の漁業就業日数その他の就業状況

イ 漁業管理組織調査

漁業管理組織の概要、漁業管理の内容

ウ 海面漁業地域調査

生産条件、活性化のための取組

(2) 内水面漁業調査

ア 内水面漁業経営体調査

(ア) 漁業種類、使用漁船、養殖施設その他漁業経営体の経営の状況

(イ) 個人経営体の世帯の状態及び世帯員の就業状況

イ 内水面漁業地域調査

(ア) 組合員数

(イ) 生産条件、地域の活性化のための取組

(3) 流通加工調査

ア 魚市場調査

魚市場の施設及び取扱高等

イ 冷凍・冷蔵、水産加工場

事業内容、就業者数等

7 調査方法

(1) 海面漁業調査及び内水面漁業調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査（被調査員が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。

(2) 流通加工調査

統計調査員が、調査対象経営体に対し調査票を配布・回収を行う自計報告調査の方法により行った。なお、調査票の回収はオンラインによる方法も可能とした。

(別表) 調査の対象及び体系

(1) 都道府県実施

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業経営体調査	・沿海市区町村（注）の区域内に所在する漁業経営体 ・個人漁業経営体にあつては調査期日前1年間（平成24年11月1日から平成25年10月31日まで）に漁業の海上作業が30日以上のもの	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員	平成25年 11月1日 現在	自計報告調査

(2) 農林水産省地方統計組織実施

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海面 漁業 調査	漁業管理組織調査	沿海市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 地域センター等 調査員	平成25年 11月1日 現在	自計報告調査
	海面漁業地域調査	海面漁業組合			
内水面 漁業 調査	内水面漁業経営体調査	内水面漁業経営体			
	内水面漁業地域調査	内水面漁業協同組合			
流通 加工 調査	魚市場調査	水産物の市場			自計報告調査 又は オンライン調査
	冷凍・冷蔵、水産加工工場調査	冷凍・冷蔵施設並びに水産加工場の事務所			

調査の沿革

昭和24年3月

第1次漁業センサス	
漁家調査	
企業体調査	
作業体調査	

昭和29年1月

第2次漁業センサス	
個人経営体調査	
会社経営体調査	
共同経営体調査	
漁業従事者世帯調査	
内水面漁業調査	

昭和33年11月

沿岸漁業臨時調査	
漁業経営体調査	漁家調査
	漁業企業体調査
	準漁家調査
漁業共同組合調査	

昭和38年11月

第3次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	浅海養殖調査
	漁船調査(10トン以上)
	漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査	基本調査
	概況調査
漁業地区調査	漁村漁港概況調査
	水産物仲買人調査
	水産物加工場調査

昭和43年11月

第4次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	漁船調査
	漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査	指定湖沼漁業経営体調査
	内水面養殖業調査
漁業地区調査	漁村漁港概況調査
	水産物加工場調査
	水産業協同組合調査

昭和48年11月

第5次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	動力漁船調査
	雇用者の生活基本抛地調査
	団体経営調査
	漁業従事者世帯調査
内水面漁業調査	指定湖沼漁業経営体調査
	内水面養殖業調査
	河川漁協組合員調査
	内水面漁業協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区概況調査
	漁港調査
	製氷・冷蔵・冷凍工場調査
	水産物買受人調査
	水産物加工場調査

昭和53年11月

第6次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体調査
	動力漁船調査
	雇用者の生活基本抛地調査
内水面漁業調査	湖沼漁業経営体調査
	内水面養殖業調査
漁業地区調査	内水面漁業協同組合調査
	漁業地区概況調査
	製氷・冷蔵・冷凍工場調査
	水産物買受人調査
	水産物加工場調査

昭和58年11月

第7次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 調
	動力漁船調査
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	湖沼漁業 経営体調査
	内水面養殖 業調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	水産物流通 水機関調査
	冷凍・冷蔵 工場調査
	水産物加工 場調査

昭和63年11月

第8次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 調
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	漁業管理 漁組組織調査
	水産物流通 水機関調査
	冷凍・冷蔵 工場調査
	水産物加工 場調査

平成5年11月

第9次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 調
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	漁業管理 漁組組織調査
	水産物流通 水機関調査
	冷凍・冷蔵 工場調査
	水産物加工 場調査

平成10年11月

第10次漁業センサス	
海面漁業基本調査	漁業経営体 調
	漁業従事者 世帯調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 協同組合調査
漁業地区調査	漁業地区 概況調査
	漁業管理 漁組組織調査
	水産物流通 水機関調査
	冷凍・冷蔵 工場調査
	水産物加工 場調査

平成15年11月

2003年漁業センサス (第11次)	
海面漁業調査	漁業経営体 調
	漁業従事者 世帯調査
	漁業管理 漁組組織調査
	海面漁業 地域調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 地域調査
流通加工調査	水産物流通 水機関調査
	冷凍・冷蔵 水産物加工 場調査

平成20年11月

2008年漁業センサス (第12次)	
海面漁業調査	漁業経営体 調
	漁業管理 漁組組織調査
	海面漁業 地域調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 地域調査
流通加工調査	魚市場調査
	冷凍・冷蔵 水産物加工 場調査

平成25年11月

2013年漁業センサス (第13次)	
海面漁業調査	漁業経営体 調
	漁業管理 漁組組織調査
	海面漁業 地域調査
内水面漁業調査	内水面漁業 経営体調査
	内水面漁業 地域調査
流通加工調査	魚市場調査
	冷凍・冷蔵 水産物加工 場調査

II 用語の定義

海面漁業	海面(浜名湖、中海、加茂湖、猿澗湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。)において営む水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。
過去1年間	平成24年11月1日～平成25年10月31日の期間。
漁業経営体	過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営組織	漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。
個人経営体	個人で漁業を営んだものをいう。
団体経営体	個人経営体以外の漁業経営体をいう
会社	会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社をいう。 なお、特例有限会社は株式会社へ含む。
漁業協同組合	水協法に基づき設立された漁協及び漁連をいう。 なお、内水面組合(水協法第18条第2項に規定する内水面組合をいう。)は除く。
漁業生産組合	水協法第2条に規定する漁業生産組合をいう。
共同経営	二人以上の漁業経営体(個人又は法人)が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行うものであり、その経営に資本又は現物を出資しているものをいう。 これに該当する漁業経営体の調査は、代表者に対してのみ実施した。
その他	都道府県の栽培漁業センターや水産増殖センター等、上記以外のものをいう。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (1) 過去1年間に主として営んだ漁業種類(販売金額1位の漁業種類)により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網、さけ定置網及び海面養殖の各階層。

	<p>(2) 過去 1 年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。</p> <p>※経営体階層の項目のうち、鶴岡市で該当数値がなかった項目のうち一部を統計表の表章項目から除外した。全表章項目は別紙のとおりである。</p>
漁業層	
沿岸漁業層	経営体階層のうち、漁船非使用、無動力漁船、船外機付漁船、動力船 10 トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	経営体階層のうち、動力漁船 10 トン以上 1,000 トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	経営体階層のうち、動力漁船 1,000 トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業種類	漁業経営体が営んだ漁業種類をいう
営んだ漁業種類	漁業経営体が過去 1 年間に営んだ全ての漁業種類をいう。
主とする漁業種類	漁業経営体が過去 1 年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を 2 種類以上営んだ場合、販売金額 1 位の漁業種類をいう。 ※全国の漁業種類の項目のうち、鶴岡市で該当数値がなかった項目は、統計表の表章項目から除外した。全国の漁業種類の項目は、別紙のとおりである。
漁獲物・収穫物の販売金額	過去 1 年間に漁獲物又は海面養殖の収穫物を販売した金額（消費税を含む。）をいう。
漁船	<p>過去 1 年間に経営体が漁業生産のために使用したものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、巻船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊漁のみに用いる船、買い付け用の鮮魚運搬船等）は除く。</p> <p>なお、漁船隻数の算出に当たっては、上記のうち調査日現在に保有しているものに限定している（重複計上を回避するため。）。</p>
無動力漁船	推進機関を付けない漁船をいう。
船外機付漁船	無動力漁船に船外機（取り外しができる推進機関）を付けた漁船をいい、複数の無動力漁船に 1 台の船外機を交互に付けて使用する場合は、そのうちの 1 隻を船外機付漁船、ほかは無動力漁船とした。

動力漁船	<p>推進機関を船体に固定した漁船をいう。</p> <p>なお、船外外気船（船内にエンジンを設置し、船外に推進ユニット（プロペラ等）を設置した漁船）については動力漁船とした。</p>
海上作業	<p>(1) 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の会場における全ての作業をいう（運搬船など、漁労に関して必要な船の全ての乗組員の作業も含める。したがって、漁業に従事しない医師、コック等の乗組員も海上作業従事者となる。）</p> <p>(2) 定置網漁業では、網の張り立て（網を設置することをいう）、取替え、漁船の航行、漁労等開示用における全ての作業及び陸上において行う岡見（定置網に魚が入るのを見張ること。）をいう。</p> <p>(3) 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上における全ての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>(4) 漁船を使用しない漁業では、採貝、採藻（海岸に打ち寄せられた海藻を拾うことも含める。）等をする作業をいう（潜水も含む。）</p> <p>(5) 養殖業では、次の作業をいう。</p> <p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p> <p>a 漁船を使用して養殖施設までの往復</p> <p>b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</p> <p>c 採苗（さいびょう）、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の居丈において行う全ての作業</p> <p>(イ) 陸上養殖施設での養殖</p> <p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池、水槽等）での全ての作業</p> <p>b 養殖施設の掃除</p> <p>c 池及び水槽の見回り</p> <p>d 給餌作業（ただし、餌料配合作業（餌作り）は陸上作業とする。）</p> <p>e 収穫物の取り上げ作業</p>
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外の全ての作業をいい具体的には以下のものをいう。</p> <p>(1) 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）</p> <p>(2) 漁具、漁網及び食料品の積み込み作業</p> <p>(3) 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下し、引き下げ</p> <p>(4) 悪天候時の出漁待機</p> <p>(5) 餌の仕入れ及び調餌作業</p> <p>(6) 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業</p> <p>(7) 収穫物を出荷するまでの運搬、箱詰め等の作業</p>

	<p>(8) 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工事用、作業所とみられるものを有しその製造活動に専従の常用従事者を使用している場合は、漁業の陸上作業とはしない。</p> <p>(9) 自家漁業の管理運営業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）</p>
陸上作業最盛期の陸上作業従事者	<p>過去1年間に漁業の陸上作業が最も盛んな時期に、陸自用作業のために雇った人（個人経営体の世帯員においては過去1年間に陸上作業に従事した人）をいう。</p> <p>なお、陸上作業のために雇った人が、外国人の場合や、陸上作業に加え会場作業に従事した場合も含む。</p>
個人経営体の専兼業分類	
専業	<p>個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業からのみであった場合をいう。</p>
第1種兼業	<p>個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業からの収入がそれ以外の仕事からの収入の合計よりも大きかった場合をいう。</p>
第2種兼業	<p>個人経営体（世帯）として、過去1年間の収入が自家漁業以外の仕事からもあり、かつ、自家漁業以外の仕事からの収入の合計が自家漁業からの収入よりも大きかった場合をいう。</p>
基幹的漁業従事者	<p>個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で自家漁業の海上作業従事日数が最も多い人をいう。</p>
世代構成別	
一世代個人営業	<p>漁業を行った世帯員が「経営主のみ」、「経営主と配偶者のみ」及び「経営主の兄弟姉妹のみ」の世帯構成で行う経営をいう。</p>
二世帯個人営業	<p>一世代個人経営に「子」、「父母」、「祖父母」及び「孫」のいずれかを加えた世帯構成で行う経営をいう。</p>
三世帯個人営業	<p>一世代個人営業及び二世帯個人営業以外の世帯構成で行う経営をいう。</p>
自家漁業の後継者	<p>過去1年間に漁業に従事した人のうち、将来、自家漁業の経営主になる予定の人をいう。</p>

漁業就業者	満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業の海上作業に年間 30 日以上従事した人をいう。
自家漁業のみ	漁業就労者のうち、自家漁業のみに従事し、共同経営の漁業及び雇われての漁業には従事していない人をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われ	漁業従事者のうち、「自家漁業のみ」以外の人をいう（漁業以外の仕事に従事したか否かは問わない。）。
漁業雇われのみ	「漁業雇われ」のうち、自家漁業に従事していない人をいう。
新規就労者	過去 1 年間に漁業で恒常的な収入を得ることを目的に主として漁業に従事した人で、①新たに漁業を始めた人、②他の仕事の主であったが漁業が主となった人、③普段の状態が仕事を主としていなかったが漁業が主となった人のいずれかに該当する人をいう。 なお、個人経営体の自家漁業のみに従事した人については、前述のうち海上作業に 30 日以上従事した人を新規就業者とした。
世帯員（個人経営第 出身）	個人経営体出身で生活の拠点がその家にある人で、①住居と生計を共にしている人（血縁又は姻戚関係にない人も含む。）、②漁船に乗り込んでいる人、出稼ぎ、遊学、療養等出家を離れている人のうち、不在期間が 1 年未満の人（漁船含め船舶の乗組員については、航海日数の長期化により不在期間が 1 年以上にわたる場合であっても、特例として世帯員に含める。）、③家族同様に住んでいる雇い人で、一年以上経過した人又は一年以上経過する見込みの人をいう。 なお、同居人、下宿人等のように生計を別にしている人は含めない。
漁業従事世帯員	満 15 歳以上で漁業従事日数にかかわらず過去 1 年間に漁業に従事した人（雇われて漁業の仕事のみに従事した人を含む。）をいう。

Ⅲ 利用上の注意

1 区域の標記等について

本書では、平成17年10月1日に旧鶴岡市、旧温海町外4町村の市町村合併後の新「鶴岡市」として集計、標記し、旧鶴岡市は「鶴岡地域」、旧温海町は「温海地域」と標記した。

2 数値について

(1) 数値については、四捨五入の関係で積み上げた数値とその合計値は必ずしも一致しない。

(2) 表中の符号については、次のとおりである。

- [0] : 単位未満の数
- [X] : 秘匿した数値
- [-] : 皆無又は該当数字なし
- […] : 不詳又は計算不能な数値

3 問い合わせ先

鶴岡市企画部情報企画課

〒997-8601 鶴岡市馬場町9番25号 電話：0235-25-2111（内線 665・654）

経営体階層区分

漁 船 非 使 用 階 層		
漁 船 使 用	無 動 力 漁 船 の み	
	船 外 機 付 漁 船	
	動 力 船 使 用	1ト未満
		1～3
		3～5
		5～10
		10～20
		20～30
		30～50
		50～100
		100～200
		200～500
		500～1000
		1000～3000
3000ト以上		
大 型 定 置 網		
さ け 定 置 網		
小 型 定 置 網		
海 面 養 殖	魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖
		ぶり類養殖
		まだい養殖
		ひらめ養殖
		まぐろ類養殖
		その他の魚類養殖
	ほたてがい養殖	
	かき類養殖	
	その他の貝類養殖	
	くるまえび養殖	
	ほや類養殖	
	その他の水産動物類養殖	
	こんぶ類養殖	
	わかめ類養殖	
	のり類養殖	
	その他の海藻類養殖	
真 珠 養 殖		
真 珠 母 貝 養 殖		

全国の漁業種類の項目

底 び き 網	遠 洋 底 び き 網	
	以 西 底 び き 網	
	沖合底 びき網	1 そ う び き
		2 そ う び き
小 型 底 び き 網		
船 引 き 網		
ま ま き 網	大 中 型 ま ま き 網	1 そ う ま き 遠 洋 かつ お ・ ま ぐ ろ
		1 そ う ま き 近 海 かつ お ・ ま ぐ ろ
		1 そ う ま き そ の 他
	中 ・ 小 型 ま ま き 網	
刺 網	さ け ・ ま す 流 し 網	
	か じ き 等 流 し 網	
	そ の 他 の 刺 網	
さ ん ま 棒 受 網		
大 型 定 置 網		
さ け 定 置 網		
小 型 定 置 網		
そ の 他 の 網 漁 業		
は え 縄	遠 洋 ま ぐ ろ は え 縄	
	近 海 ま ぐ ろ は え 縄	
	沿 岸 ま ぐ ろ は え 縄	
	そ の 他 の は え 縄	
釣	遠 洋 かつ お 一 本 釣	
	近 海 かつ お 一 本 釣	
	沿 岸 かつ お 一 本 釣	
	遠 洋 い か 釣	
	近 海 い か 釣	
	沿 岸 い か 釣	
	ひ き 縄 釣	
	そ の 他 の 釣	
小 型 捕 鯨		
潜 水 器 漁 業		
採 貝 ・ 採 藻		
そ の 他 の 漁 業		
海 面 養 殖	魚 類 養 殖	ぎんざけ養殖
		ぶり類養殖
		まだい養殖
		ひらめ養殖
		まぐろ類養殖
		その他の魚類養殖
	ほたてがい養殖	
	かき類養殖	
	その他の貝類養殖	
	くるまえび養殖	
	ほや類養殖	
	その他の水産動物類養殖	
	こんぶ類養殖	
	わかめ類養殖	
	のり類養殖	
	その他の海藻類養殖	
真 珠 養 殖		
真 珠 母 貝 養 殖		